

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 ＜評価の結果及び勧告＞

【ポイント】

- 総務省では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどについて、政策評価を初めて実施
- 評価の結果
 - 国・地方公共団体等における体制の整備が進み、被害者からの相談件数や被害者の一時保護件数が増加するなど、一定の効果が発現
 - しかし、以下の課題あり
 - i 市町村が受け付けた被害者からの相談件数が未把握など、政策効果を測定するための基礎的指標の把握に不十分な点あり
 - ii 被害者の保護及び自立を促進するための就業の促進、住宅の確保、子どもの就学等の各種支援措置に不十分な点あり
 - iii 関係機関の連携を促進するための連絡協議会の構成等に不十分な点あり
- これらの課題を解消するため、平成21年5月26日、改善方策を内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省に勧告

評価の対象とした政策等

評価の対象

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づき、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることとされている政策

評価の観点

法に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策が、総体としてどの程度効果をあげているかなどの総合的な観点から評価

調査対象機関

【調査対象機関】

内閣府、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

【関連調査等対象機関】

最高裁判所、地方裁判所、都道府県（27）、都道府県警察（27）、都道府県教育委員会（27）、市町村、市町村教育委員会、小・中学校、関係団体

政策効果の把握手法

○ 実地調査

調査対象機関について、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備及び利活用の状況、関係機関による協議会等の参加機関や開催状況等を実地に調査し、各種施策が有効に機能しているか把握・分析

【調査担当部局：行政評価局、8管区（支局）行政評価局、沖縄行政評価事務所】

○ アンケート調査

国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者及び被害者を対象として、現在行われている各種施策の現状認識や満足度、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項等を把握・分析



評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告

勧告日：平成21年5月26日

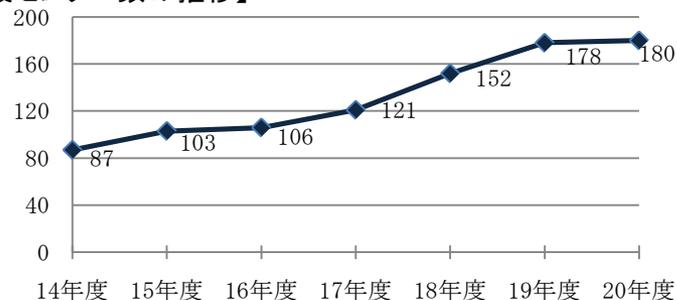
勧告先：内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

政策効果の発現状況

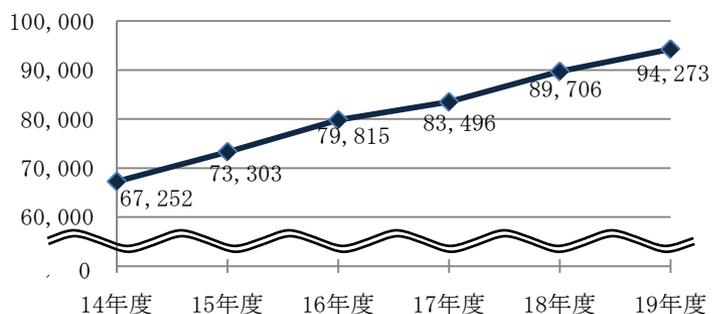
法の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。

- 配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)の数は、法制定後2.1倍に増加(14年度87施設→20年度180施設) **資料2**
- 支援センター、警察等が受け付けた被害者からの相談件数は、法制定後1.4倍に増加(14年度67,252件→19年度94,273件)
- 被害者の一時保護委託施設の数は、法制定後2.2倍に増加(15年3月120施設→20年4月261施設)
- 婦人相談所における被害者の一時保護件数(委託を含む。)は、法制定後1.1倍に増加(14年度3,974件→19年度4,549件)
- 地方公共団体の中には、被害者の負担の軽減と加害者と遭遇する危険性を減少させる観点から、被害状況や必要とする支援等に関する「共通相談シート」を作成し、複数の窓口に係る手続を平行して進めるなどの工夫した取組あり **資料3**

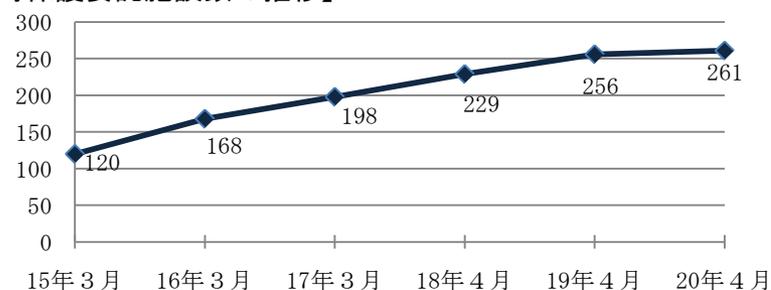
【支援センター数の推移】



【被害者からの相談件数の推移】



【一時保護委託施設数の推移】



【被害者の一時保護件数の推移】



勧告事項 1 通報及び相談の効果的な実施の推進

施策の概要

- 配偶者からの暴力の被害者を発見した者による通報は支援センター及び警察が、被害者からの相談は支援センター、警察、法務省の人権擁護機関等が、受付・対応
- 国は、通報及び相談に関する広報啓発活動のほか、地方公共団体が行う医療関係者等に対する研修事業への補助、地方公共団体の相談担当者の研修、婦人相談所における休日や夜間の電話相談事業等への補助等を実施

評価の結果（課題）

- ① 通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、調査した27都道府県の中には、法制定以降未実施の都道府県（3都道府県）や、医療関係者への研修を未実施の都道府県（15都道府県（56%））あり **資料4**
- ② 電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている支援センターがある一方で、調査した46支援センターのうち21支援センター（46%）では特段の延長等は未実施 **資料5**
- ③ 支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例あり（27都道府県のうち6都道府県）
また、政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、内閣府では、市町村等の相談件数を未把握
他方、調査した27都道府県の中には、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県（3都道府県）があり、市町村の相談件数は支援センターのそれより多い。平成19年7月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村の相談件数の把握が課題 **資料6**



勧告内容

- 都道府県や市町村における通報や相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に情報提供する取組を継続
- 都道府県に対し、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底
- 通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努める

（内閣府）

勧告事項 2 被害者の保護及び自立支援の充実

ア 就業の促進

施策の概要

- 公共職業安定所における被害者の状況に応じたきめ細かい就業支援の実施

評価の結果（課題）

- ① 就業の促進施策の効果を把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが未整備。被害者の就業支援の効果測定指標の設定と定期的な把握が課題
- ② 離婚が成立していない被害者への就業支援（無料の公共職業訓練の受講あっせん等）を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所あり [資料7](#)

勧告内容

- 公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握
- 公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、離婚が成立していない被害者への就業支援措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示（厚生労働省）

イ 住宅の確保

施策の概要

- 被害者の公営住宅の入居については、事業主体である地方公共団体の判断により、優先入居、単身入居及び目的外使用の取扱いを実施

評価の結果（課題）

- ① 被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況をみると、調査した54事業主体の中には、当該措置を全く講じていない事業主体（2事業主体）や、優先入居や単身入居等の一部しか実施していない事業主体（37事業主体）あり [資料8](#)
- ② 優先入居による公営住宅への入居状況（平成18年度）は、申込件数323件に対し入居件数46件で入居率14%と低い（実績を把握している19事業主体のデータ）

勧告内容

- 都道府県等における制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供
- 優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘察しつつ、当該措置を導入するよう要請（国土交通省）

ウ 子どもの就学

施策の概要

- 教育委員会や学校は、被害者の子どもの就学（転校）に当たっては、子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理

評価の結果（課題）

- ① 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会あり（27都道府県教委のうち13教委、27市教委のうち8教委）
- ② 被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理方法は、調査した27市教育員会で区々 **資料9**
（例） 区域外就学に係る転出元の教育委員会との協議の際に、被害者の申出等があれば居住地等の情報提供を制限（7教委）、被害者の申出等があれば協議を実施せず（4教委）、被害者の申出の有無にかかわらず居住地等の情報提供を制限せず（3教委）

勧告内容

- 教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底
- 区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受等に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供 （文部科学省）

エ 住民基本台帳の閲覧等の制限

施策の概要

- 住民基本台帳の閲覧等の制限については、被害者から申出を受けた市町村長は、支援措置の必要性について警察等の意見を聴き、確認した上で実施
- 選挙人名簿の抄本の閲覧についても、住民基本台帳の閲覧等の制限措置と同様の取扱い

評価の結果（課題）

- ① 住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した27市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市あり（8市） **資料10**
また、市町村が自ら相談を受けていたり保護命令決定が出されている場合でも警察の意見を聴取している市町村があるが、被害者の負担軽減の観点から望ましくないとの意見あり（3都道府県警察）
- ② 選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市あり（調査した27市のうち1市）。

勧告内容

- 住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底
- 選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては、速やかに行うよう助言 （総務省）

勧告事項 3 関係機関の連携の推進

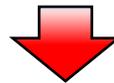
施策の概要

- 関係機関が連携して被害者の保護を実施するため、支援センターを中心とした関係機関の協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、相互の協力に関するマニュアル等を策定

評価の結果（課題）

調査した27連絡協議会の中には、

- ① 国の機関が参加していない連絡協議会（2協議会）、市町村の関係機関が参加していない連絡協議会（2協議会）、民間団体が参加していない連絡協議会（1協議会）があり、そのうち1協議会は都道府県の関係機関のみで構成 **資料11**
- ② 国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない（公共職業安定所・労働局は10協議会、地方入国管理局は2協議会、公共職業能力開発施設及び検察庁の参加はなし）。 **資料12**
- ③ 関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県（15都道府県）がある一方で、12都道府県では未作成 **資料13**



勧告内容

- 連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言（内閣府）
- 連絡協議会への参加機関が少ない国の機関については、地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示（厚生労働省）。既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底（法務省）
- 連携マニュアルの作成等都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続（内閣府）

[本件連絡先]

総務省行政評価局 法務、外務、文部科学担当評価監視官室

評価監視官 : 松本 順 (内線29107)

総括評価監視調査官 : 澤村 民哉 (内線22519)

評価監視官付 : 大瀧 紀子 (内線22432)

電話(直通) 03-5253-5449、5450

(代表) 03-5253-5111

FAX 03-5253-5457

E-MAIL <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>